



## SOC1 (SSAE18) / ISAE3402 / 保証業務実務指針3402 保証報告書サービス

アウトソーシング事業者の受託業務に係る内部統制の保証業務

### アウトソーシング事業者に求められていること

企業または公共機関が、システム管理や給与計算、資産運用等をはじめとする自身の業務の一部または全部を外部事業者にアウトソーシングするビジネスモデルは、各業界において一般的となり、永らく定着しています。

上記のように委託される業務（受託業務）が、委託元の財務報告に重要な影響を与える場合、アウトソーシング事業者は受託業務に係る内部統制の整備・運用態勢に関して、委託元に適宜報告することが求められています。当該報告にあたり、アウトソーシング事業者はSOC1等保証報告書を取得して委託元に提出するというアプローチを採用することが近年のスタンダードとなっています。

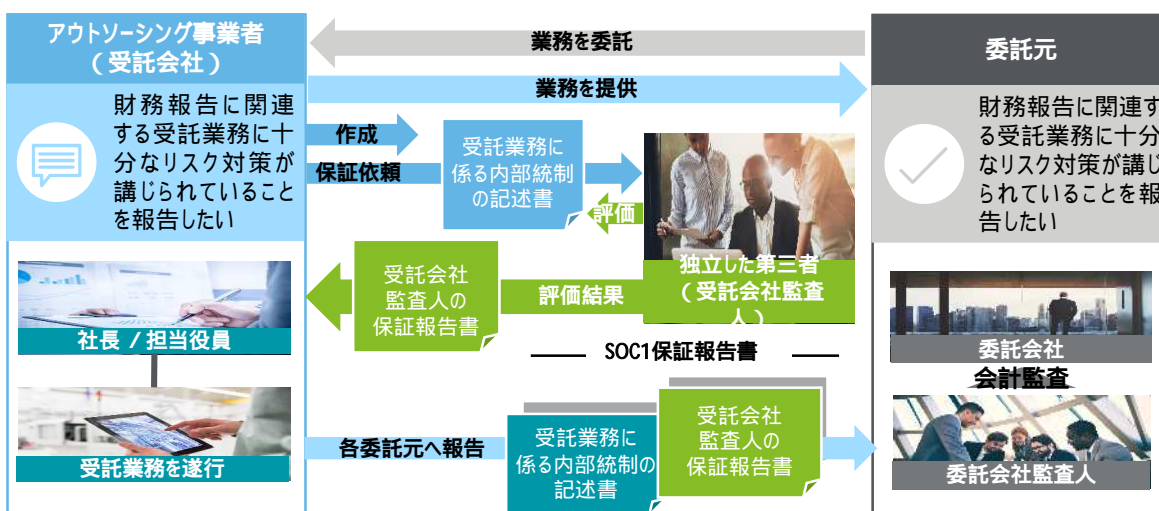
## SOC1保証報告書とは

SOC1（\*1）保証報告書とは、アウトソーシング事業者が適切な規準に従って、委託元の財務報告に影響を与える受託業務の内部統制を記載して作成した記述書に対して、独立した第三者である監査人が米国公認会計士協会（AICPA）に定められた保証基準に準拠した手続を実施した結果と意見を表明した報告書です。SOC1（SSAE18（\*2））と同等の基準として、国際基準であるISAE3402（\*3）、日本基準である監査・保証実務委員会実務指針3402があります。アウトソーシング事業者は、独立した第三者である監査人から保証報告書を取得することにより、受託業務にかかる内部統制の態勢への信頼性を高めることができ、委託元への報告に際しても効率的な対応が行うことが可能となります（下図参照）。

（\*1）SOC：System and Organization Controls


（\*2）SSAE：Statement on Standards for Attestation Engagements（米国証明業務基準書）

（\*3）ISAE：International Standard on Assurance Engagement（国際保証業務基準）



## SOC1等報告書のニーズがある主な業種、業務




前述のとおり、SOC1等報告書の取得ニーズは、委託元の財務報告に関連する業務を行うアウトソーシング事業者にあります。具体的には企業の年金資産・退職給付債務勘定又は投資信託の管理等を受託する「金融機関」、委託元の財務報告で使用されるシステム等を取り扱う「情報・通信事業者」、企業の給与・経理処理等を代行する「代行業者」が主な取得ニーズのあるアウトソーシング事業者となっています。

 <b>金融機関</b>	 <b>情報・通信事業者</b>	 <b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年金等資産運用・管理業務</li> <li>■ 年金制度管理業務</li> <li>■ 証券投資信託管理業務</li> <li>■ カストディアン業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ システム開発・運用業務</li> <li>■ データセンター業務</li> <li>■ クラウドサービス事業</li> <li>■ ASP事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 給与計算代行業務</li> <li>■ カードプロセッシング業務</li> <li>■ 経理・記帳代行業務</li> </ul>

## SOC1等保証報告書の構成

セクション	概要	作成責任	
		会社	監査人
第1部	受託会社監査人の保証報告書		✓
第2部	受託会社のアサーション	✓	
第3部	受託会社に係る内部統制の記述書	✓	
第4部	受託会社監査人の保証業務手続およびその結果		✓
第5部	【任意】 受託会社のその他情報	✓	

## SOC1等報告書の種類

	タイプ1	タイプ2
 対象期間	特定日時点	特定期間（通常6ヵ月以上の期間）
 内部統制の保証範囲	デザイン（整備状況）のみ	デザイン（整備状況 + 運用状況）
 委託元の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理態勢(内部統制)の理解</li> <li>■ 採用した規準の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理態勢(内部統制)の理解</li> <li>■ 採用した規準の理解</li> <li>■ 管理態勢の運用状況の有効性確認</li> </ul>

## トーマツの保証報告書サービス概要

トーマツは、デロイトのグローバルネットワークのナレッジを活用し、貴社のニーズに沿ったサービスを提供します。

	準備（レディネス）サービス *1			保証報告書サービス
STEP	1. 対象範囲等検討の助言	2. 記述書等作成の助言	3. 改善事項整理	4. 保証業務手続・保証報告書発行
サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関連部門への保証報告書業務の概要ご説明</li> <li>■ 保証報告書の以下の範囲項目等、貴社の方針・体制整備への助言               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 対象業務・内部統制</li> <li>➢ 対象システム</li> <li>➢ 再委託先</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記述書、受託会社のアサーション等のひな形提供</li> <li>■ 上記ひな形に基づき、貴社が作成した記述書、受託会社のアサーション等の確認および助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 左記で作成した記述書等に対して予行で手続を実施</li> <li>■ 予行手続により発見された改善事項のとりまとめ（貴社において改善事項への対応方針の決定・対応事項を実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受託会社のアサーションおよび記述書に対して外部監査人として保証業務手続を実施</li> <li>■ 手続結果に基づき、監査人の意見表明</li> <li>■ 顧客への配布用に保証報告書の製本・印刷</li> </ul>
主な成果物例	各種対応事項の助言および貴社対応事項の確認結果 記述書、受託会社のアサーション等のひな形	改善事項一覧	保証報告書	
対応期間	概ね3ヵ月～4ヵ月程度（対象範囲による）			複数回の往査（対象期間による） + 審査期間として2ヵ月程度

\*1 準備（レディネス）サービスは、アドバイザー（助言）業務となり、実施した内容について監査人からいかなる保証を与えるものではありません。

## トーマツの強み

### 保証業務専門チームによるサービス提供

トーマツでは、保証報告書サービスに特化した専門チームを設置しています。保証業務に長年従事した経験を有する金融・人事等、業務に係る内部統制の専門家およびIT内部統制の専門家から構成されており、業務とITが一体となったサービス提供を実現しています。



### 期待できる効果

ITとNon-IT（業務）が一体となって運用しているため、通常、双方間で行うコミュニケーションで発生する時間を省略でき、ミスコミュニケーションも低減できることから、効果的かつ効率的な対応が実現できます。

### グローバルネットワークとの密なコミュニケーション

デロイトでは保証業務に特化したTPA（Third Party Assurance）というグローバルネットワークがあり、トーマツも加わって各国事務所と定期的に情報交換をしています。各国の最新情報を生かし、豊富な知見・知識に基づく保証業務サービスの提供に努めています。



### 日本語/英語の両言語対応の保証報告書

日本語・英語共に保証報告書を提供できる態勢を整備し、各社のニーズに合わせた柔軟なサービス提供を実施しています。

XYZ社のxx業務に係る  
システムの記述書ならびに  
それらの内部統制の  
デザインの適切性および  
運用状況の有効性に  
関する報告書

Report on  
XYZ's Description  
of Its x x System  
and on the Suitability  
of the Design and  
Operating Effectiveness  
of Its Controls

トーマツが監査を行っているクライアントにつきましては、独立性の観点から提供できないサービスがございます。詳細は担当者へお問合せください。

## お問い合わせ先

### 有限責任監査法人トーマツ

リスクアドバイザー-事業本部 アシュアランス

〒100-1005東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-1112

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL（または Deloitte Global）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して「デロイトネットワーク」）を通じ Fortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。Making an impact that matters®を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001